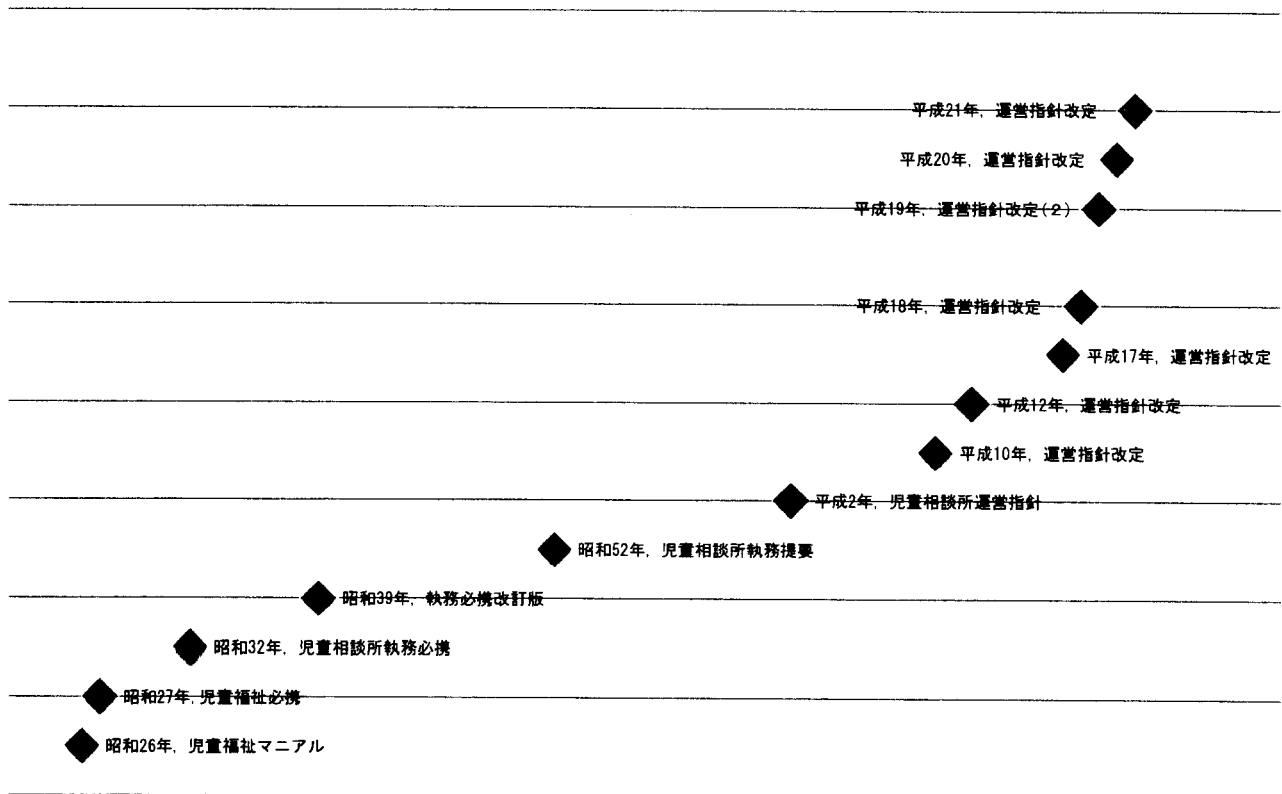


# 全国児童相談所長会議

## 児童相談所に求めるもの — 児童虐待防止法10年の経験から学ぶ —

子どもの虹情報研修センター  
川崎 二三彦

### 児童相談所運営指針等の発出とおもな改正



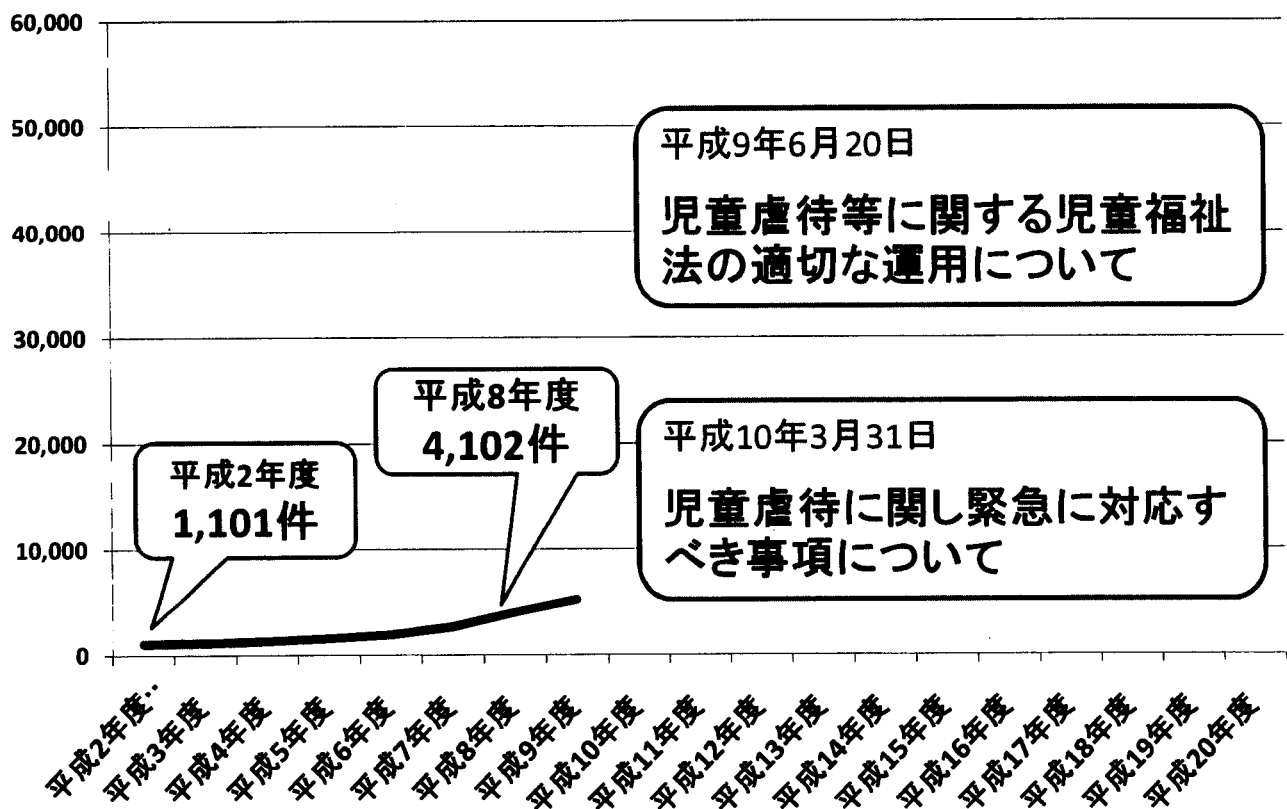
# 求められる実践(事例)からの学び

「子ども」をめぐる法律が改正を繰り返すこと自体、現代日本社会が、混迷の時代に「子ども」から「大人」への発達途上にある子どもたちへの援助に戸惑っていることを映し出している。

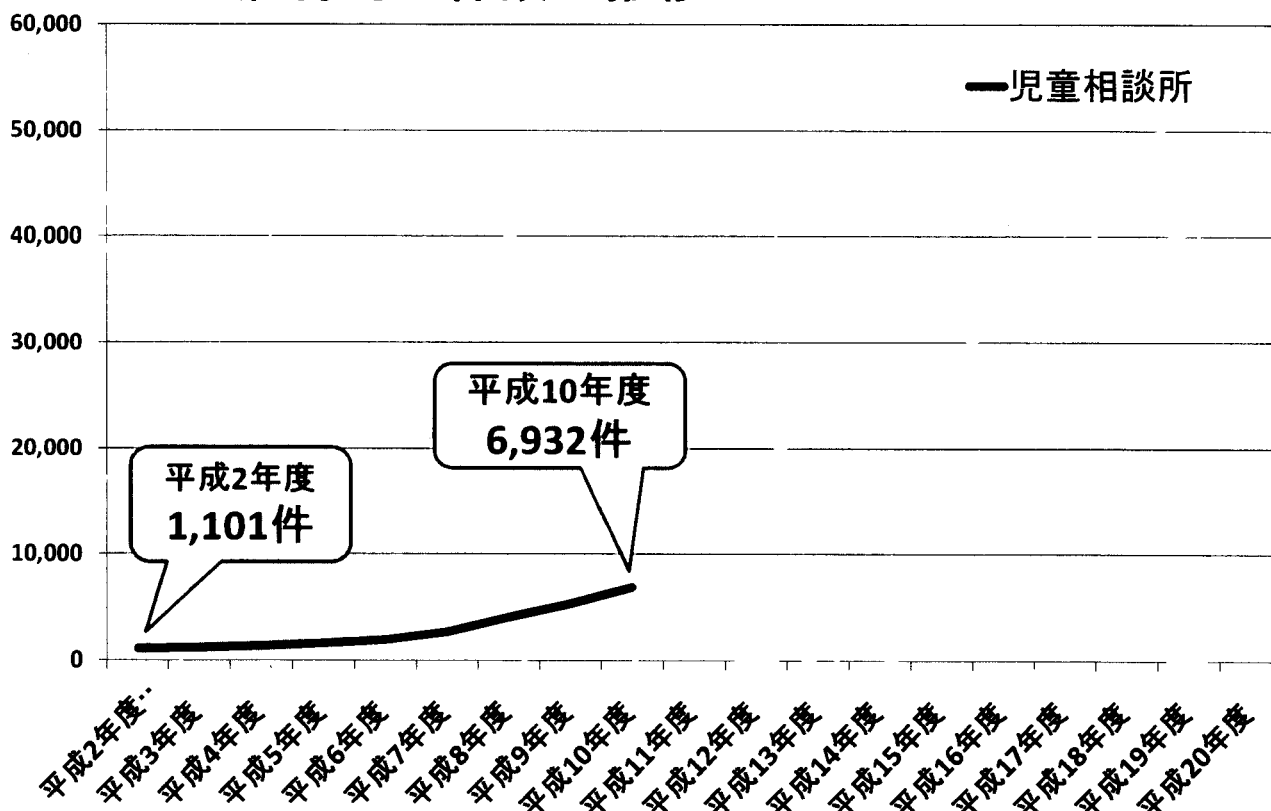
それはまた、今の時代、実践(事例)から学んだことをフィードバックして、その後の対応を修正していくことが、社会レベルにおいても求められていることに他ならない。

保坂亨「いま、思春期を問い直す」

## 児童虐待対応件数の推移 (児童相談所)



## 児童虐待対応件数の推移



平成11年12月10日

### 「児童虐待の防止に関する件」

衆議院・青少年問題に関する特別委員会決議

児童虐待を防止するには、現代日本における家族のあり方、教育のあり方、子育て不安等根本的な問題の解決が必要とされるが、現行制度の中ででき得る限りの対策を講じ、今後早急に法制面、予算面の措置において万全を期する必要がある。

立法府は、本問題の早期解決を図るため、児童福祉法その他関連法の必要な法整備を早急に講ずることとする。



平成12年5月 議員立法により全会一致で  
「児童虐待の防止等に関する法律」を制定

# 平成12年児童虐待防止法のおもな内容

- 児童虐待の定義を明記
- 児童に対する虐待の禁止を謳う
- 児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定める
- 児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務を規定

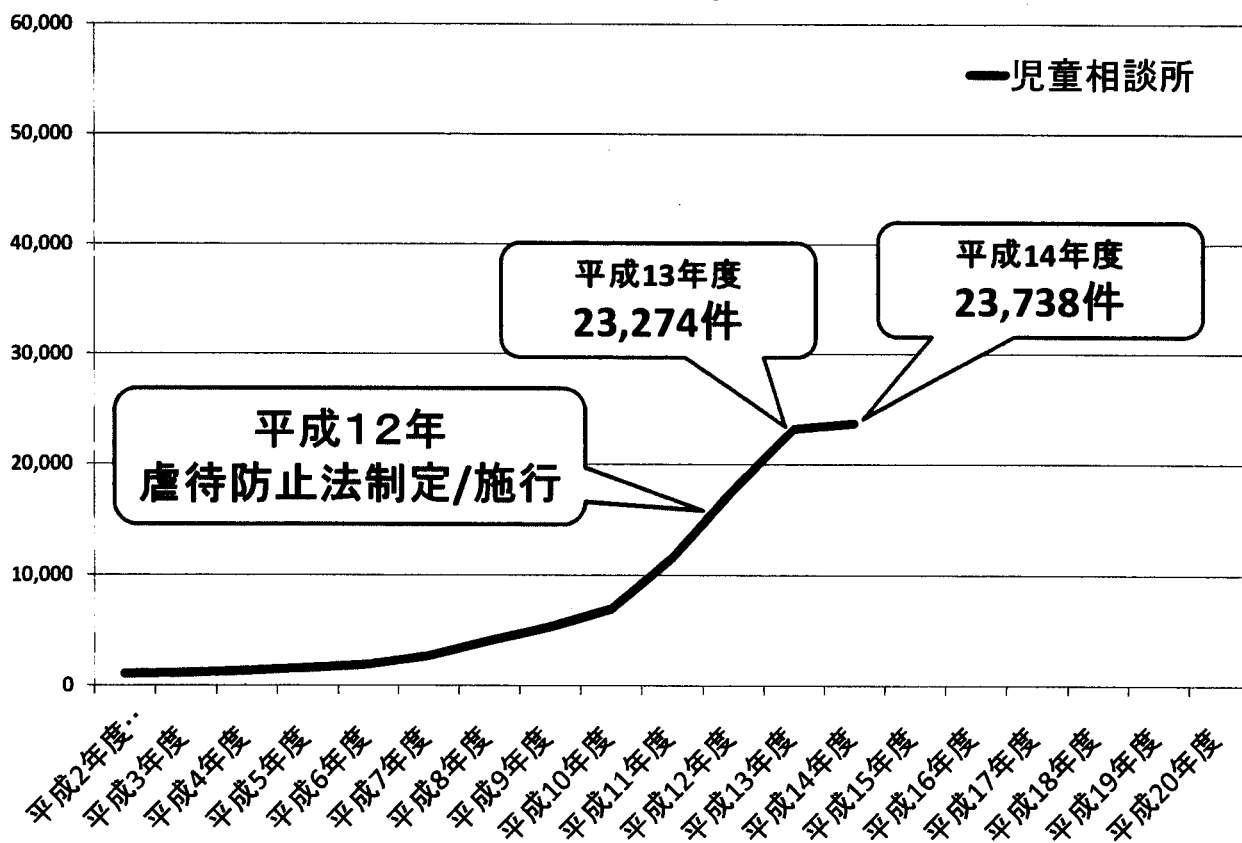
その他

研修等必要な措置

民間団体の連携の強化その他

通告義務等の広報

## 児童虐待対応件数の推移



社会保障審議会児童部会  
「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書  
平成15年6月報告書

- (1) 発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目ない支援
- (2) 「待ちの支援」から要支援家庭への「積極的なアプローチによる支援」
- (3) 家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指した子どものみならず親を含めた家庭への支援
- (4) 虐待防止ネットワークの形成など市町村における取り組みの強化

## ところが……



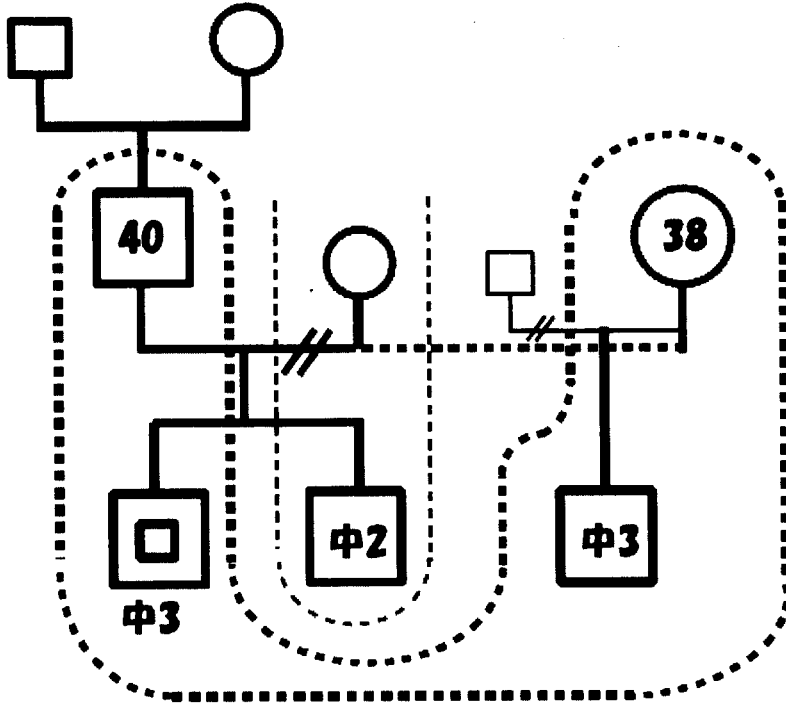
### 岸和田事件の発生

(平成16年1月、保護者の逮捕)

中3の長男に1年半近く暴行、  
食事を与えず、意識不明の重体に

- 学校は兆候を見逃す
- 児童相談所も情報への適切な対処ができず

# 家族図



中1／ 祖父母宅から引取り  
虐待はじまる

中2／ 弟の引き取り  
兄弟で祖父母宅へ  
「食べさせて」  
→戻される  
内妻、担任に抗議  
「虐待してるというのか」  
11月、父より弟の相談

中3／ 学校、児相に報告  
不登校状態・痩せていた  
→児相、内妻に確認  
「時々出歩いている」

中3／ 6月－弟 実母宅へ  
本児は誘いを断る  
8月頃から寝たきり状態

11月－119番通報

## 児童虐待防止法第1次改正(1)

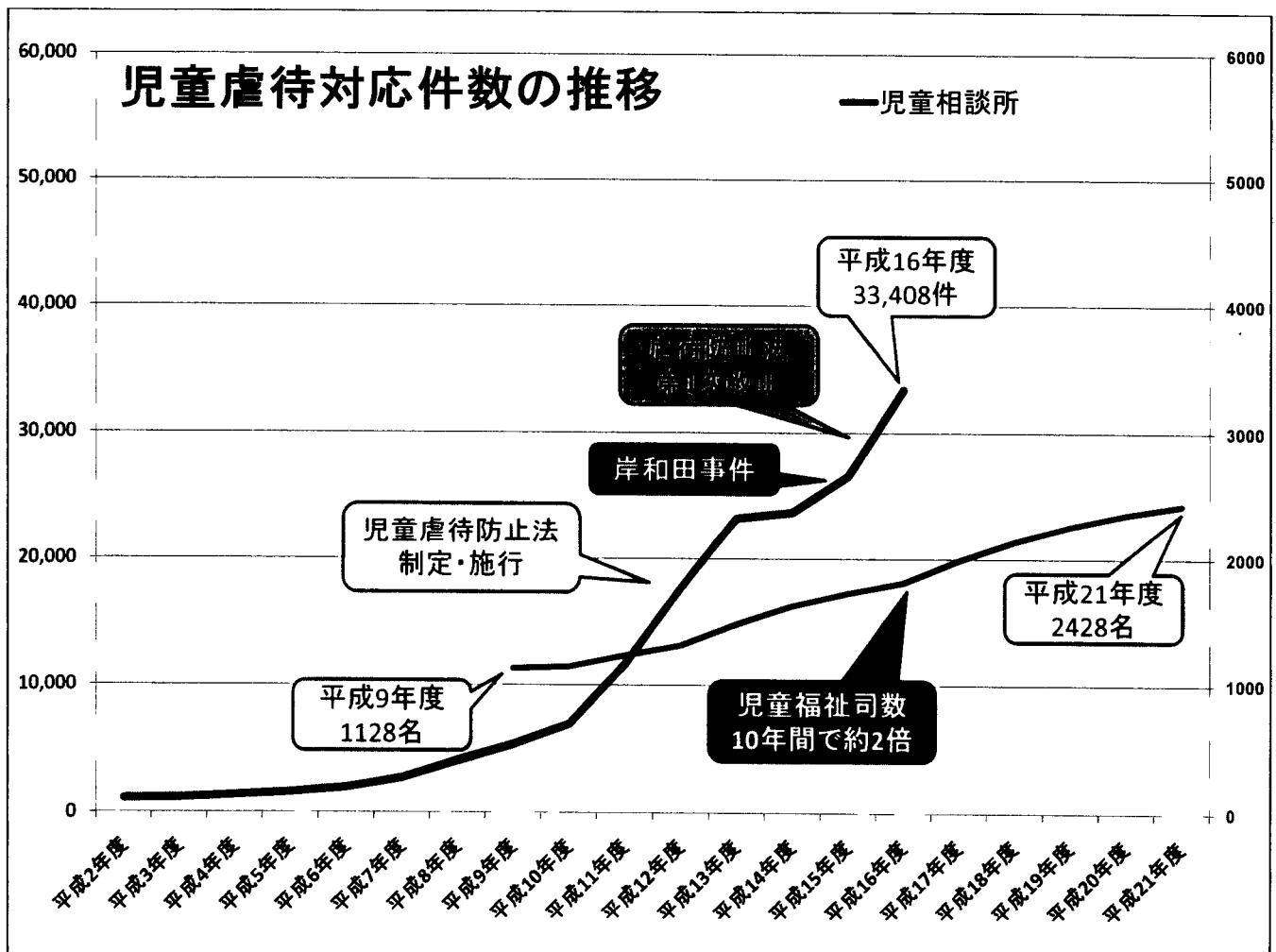
平成16年10月1日施行

- ・ 児童虐待は「人権侵害」と明記
- ・ 同居人の行為の放置をネグレクトと規定
- ・ DV目撃を心理的虐待として明示
- ・ 国及び地方公共団体の役割の強化
- ・ 親子の再統合の促進などの配慮

# 児童虐待防止法第1次改正(2)

平成16年10月1日施行

- ・ 「児童虐待を受けたと思われる者」へと  
通告範囲を拡大
- ・ 団体にも発見の努力義務を課す
- ・ 安全確認や一時保護の速やかな実施の努力
- ・ 警察官の援助要請、援助の実施を義務化
- ・ 保育所入所の場合に「特別の支援を要する  
家庭の福祉に配慮」することを求める 等



# 平成16年児童福祉法の改正

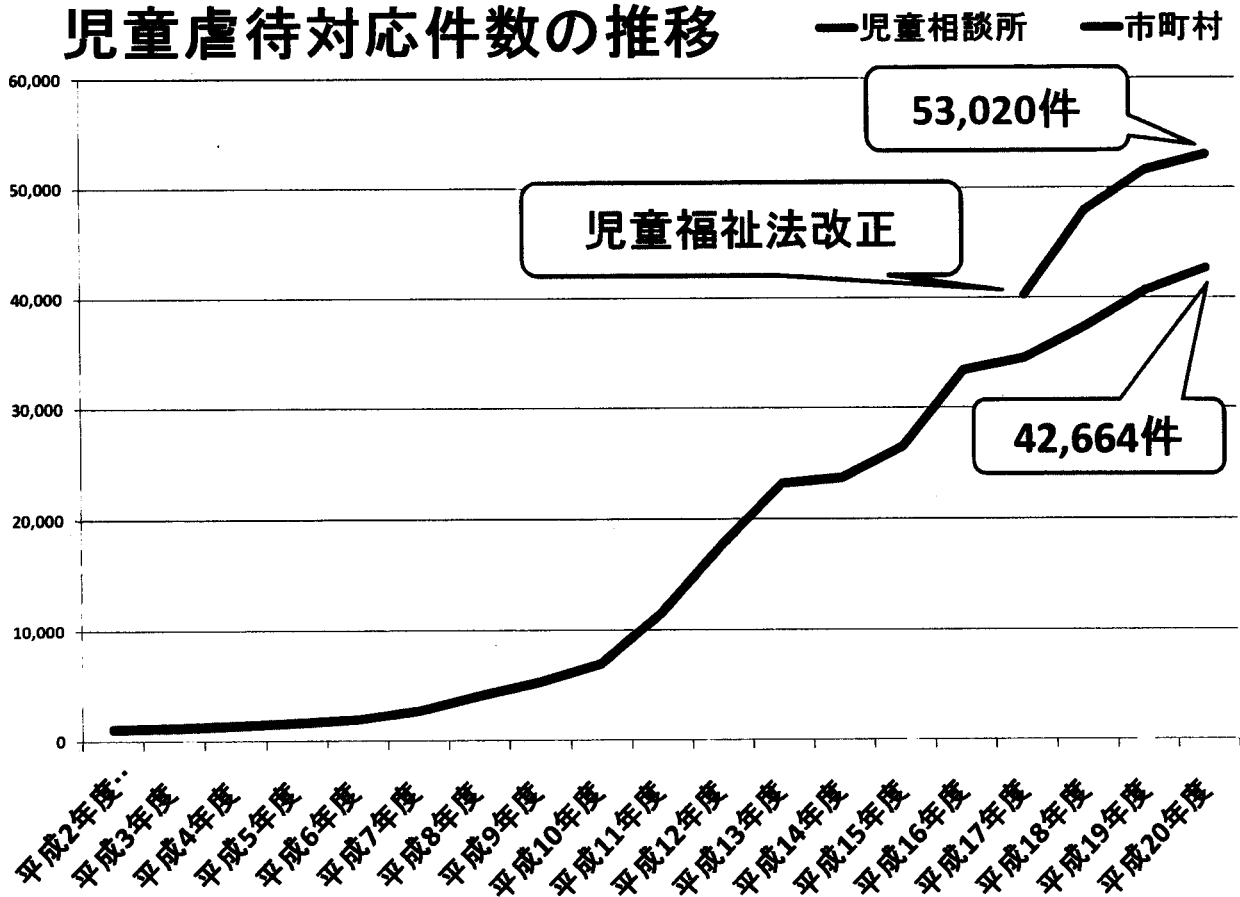
(平成17年4月施行)

- 児童相談は、市町村が第一義的に担う
- 要保護児童対策地域協議会の設置  
(子どもを守る地域ネットワーク)
- 児童相談所は困難な事例への対応や市町村の後方支援に重点化

## 児童相談所の基本機能

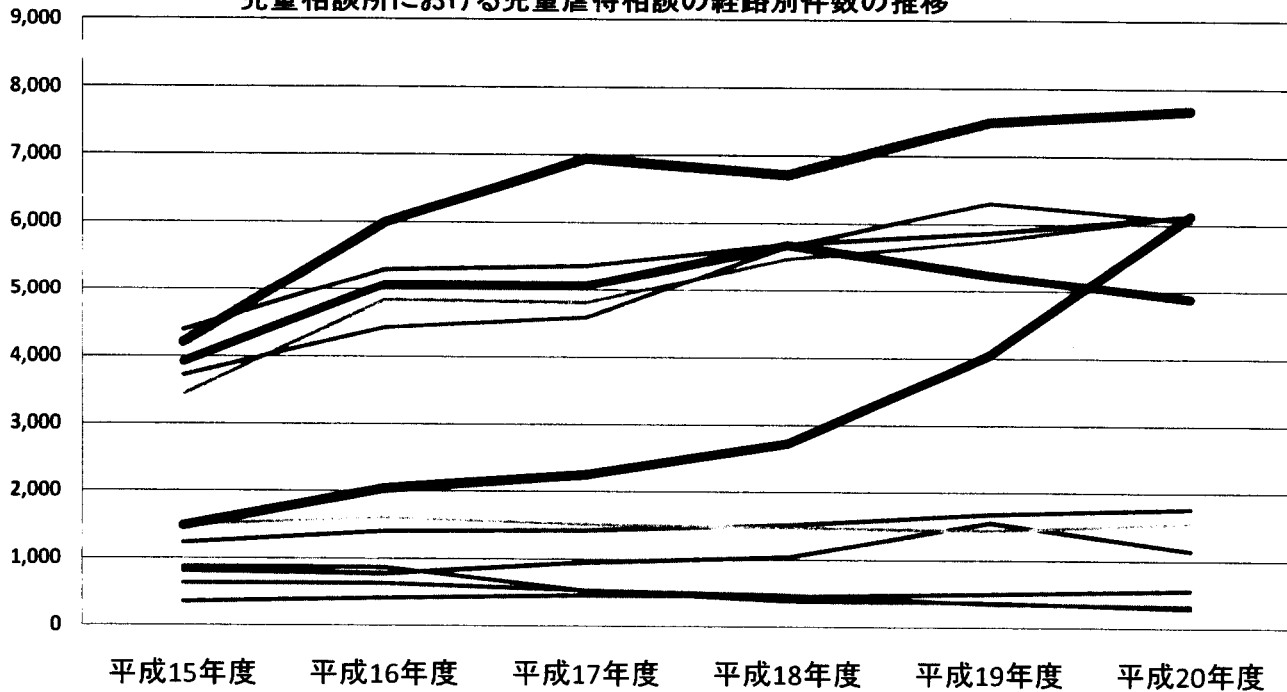
- (ア)市町村援助機能
- (イ)相談機能
- (ウ)一時保護機能
- (エ)措置機能

## 児童虐待対応件数の推移





児童相談所における児童虐待相談の経路別件数の推移

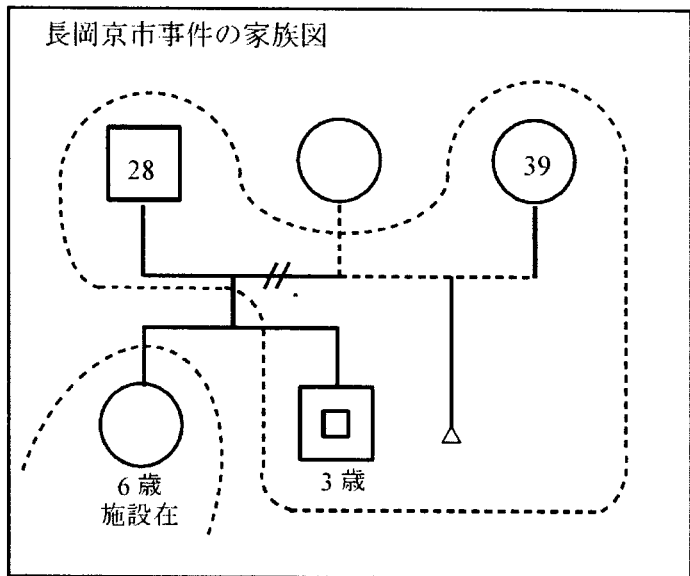


- 家族
- 親戚
- 近隣知人
- 児童本人
- 福祉事務所
- 児童委員
- 保健所
- 医療機関
- 児童福祉施設
- 警察等
- 学校等
- その他

※平成20年度における「その他」の主なものは、「福祉事務所、児童委員以外の市町村」が2,823件、「(他の)児童相談所」が1,778件である。

## その後の状況

### 長岡京市事件(平成18年10月)



しつけだとして食事を与えられず餓死  
児童相談所には何度も情報が届いていた

## 児童相談所運営指針の改定

(平成19年1月23日)

児童虐待により子どもの尊い命が失われるなどの深刻な事件が頻発しており、.....子どもの安全確保を最優先とした対応を行うことが緊喫の課題となっている。

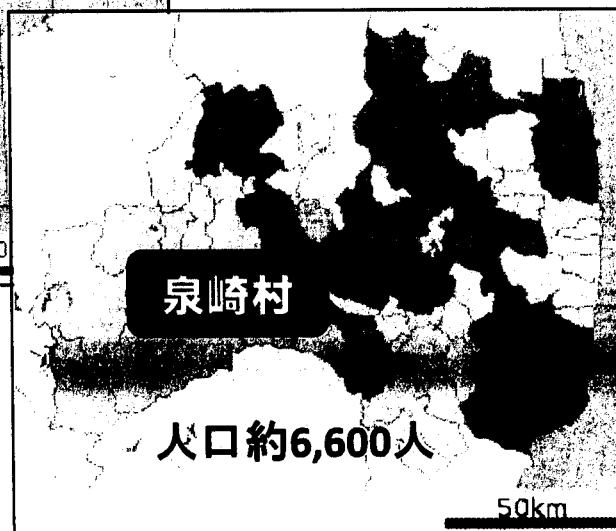
★虐待に関する情報は、すべて通告として受理

★安全確認は、48時間以内が望ましい

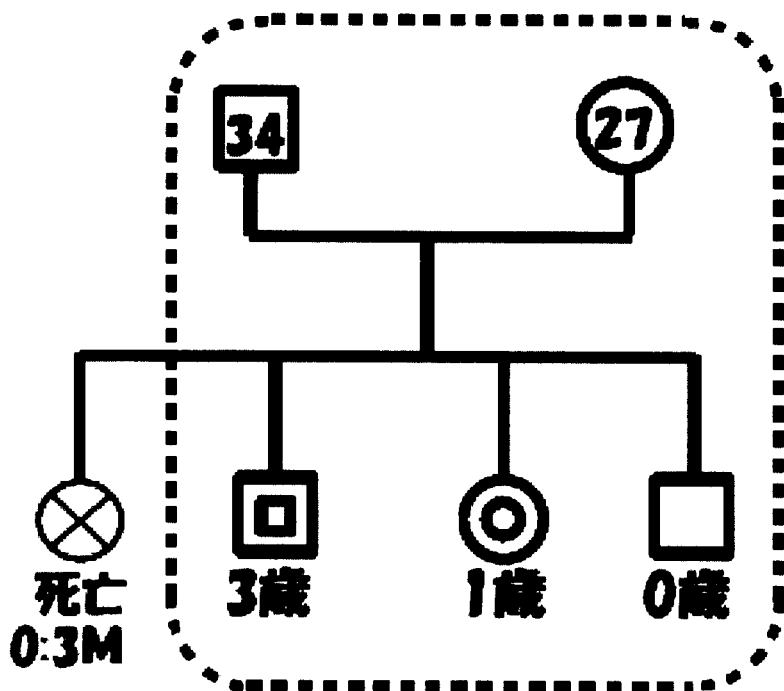
★すべての在宅の虐待事例の定期的なフォロー

★関係機関相互における情報共有の徹底

ところで.....



# 泉崎村での児童虐待事例とは



- ・平成11年、X県から転入
- 平成12年、X県が長男保護を検討
- ・同年、二女虐待通告
- ・X県と協力し、4回の立入調査(全て失敗)
- ・平成12年、X県は長男の親権喪失申立て、一時停止決定後、長男は祖父宅へ引き取られる。

## 第1次改正虐待防止法 附則

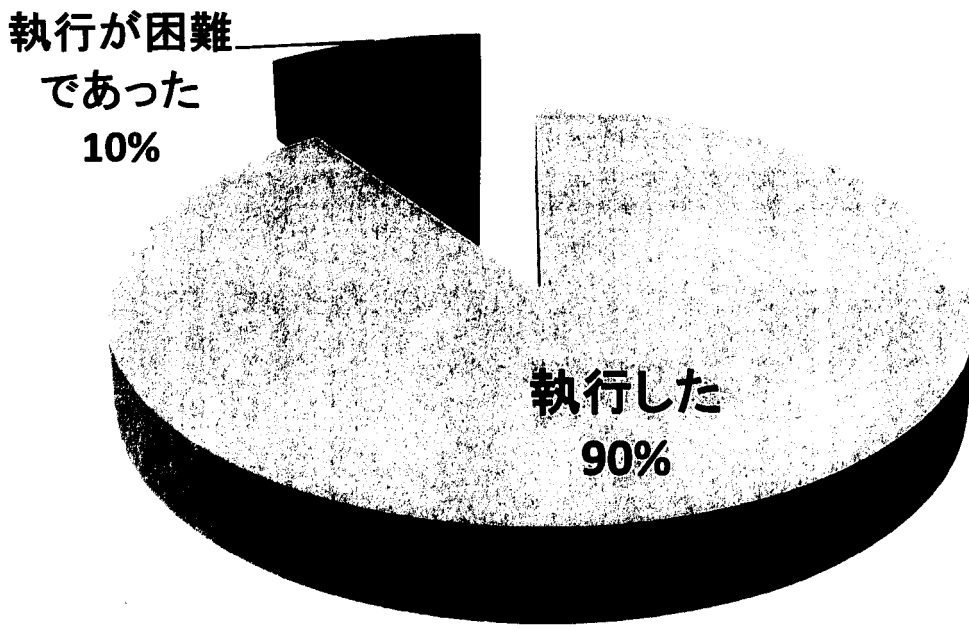
(平成16年10月施行)

**第2条 ……この法律の施行後三年以内に、**

**児童の住所又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策  
……について、……検討が加えられ、**

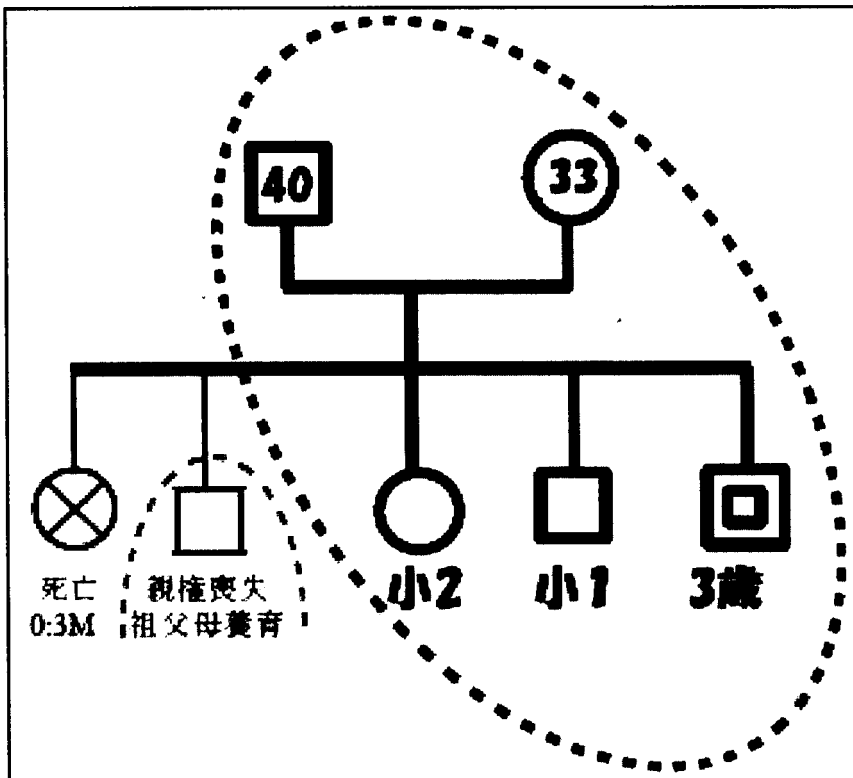
**その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。**

# 立入調査の実施状況(平成17年度)



厚生労働省による

# 泉崎村の事例、6年後(平成18年)



平成15年  
三男出生

上2人への  
虐待続く

立入出来ず

平成18年  
三男死亡

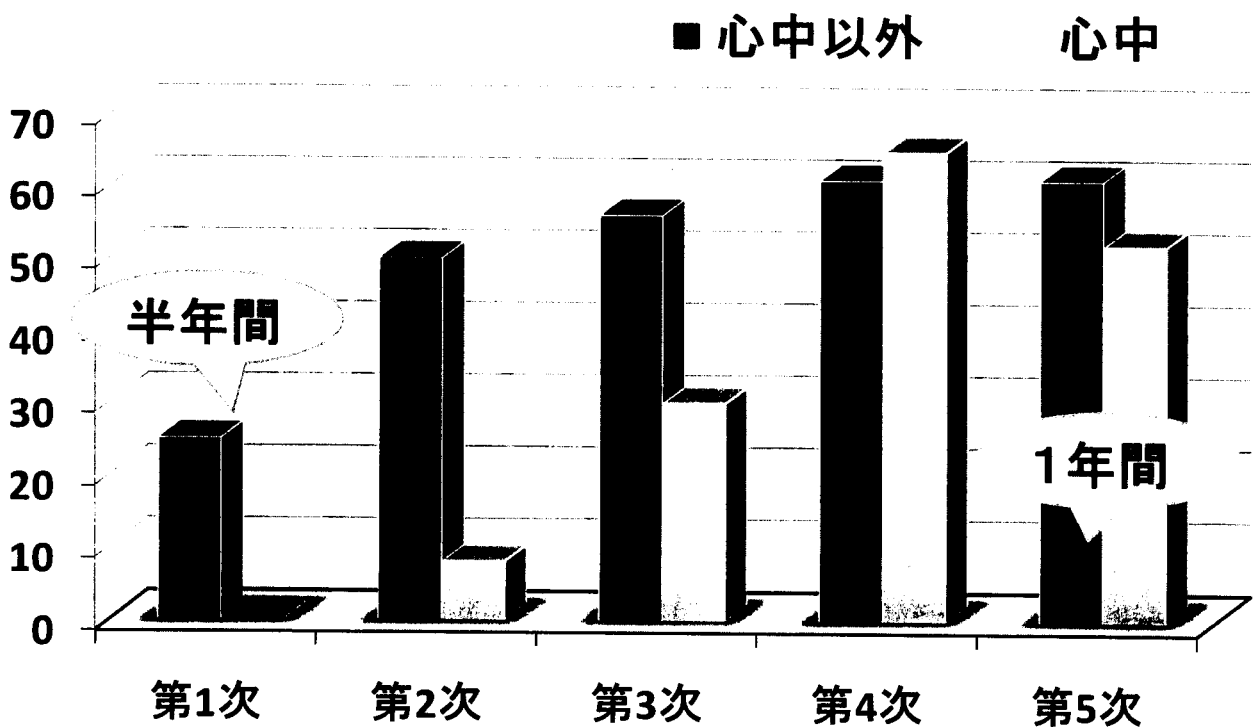
# 児童虐待防止法第2次改正

(児童福祉法の一部改正を含む)

(平成20年4月1日施行)

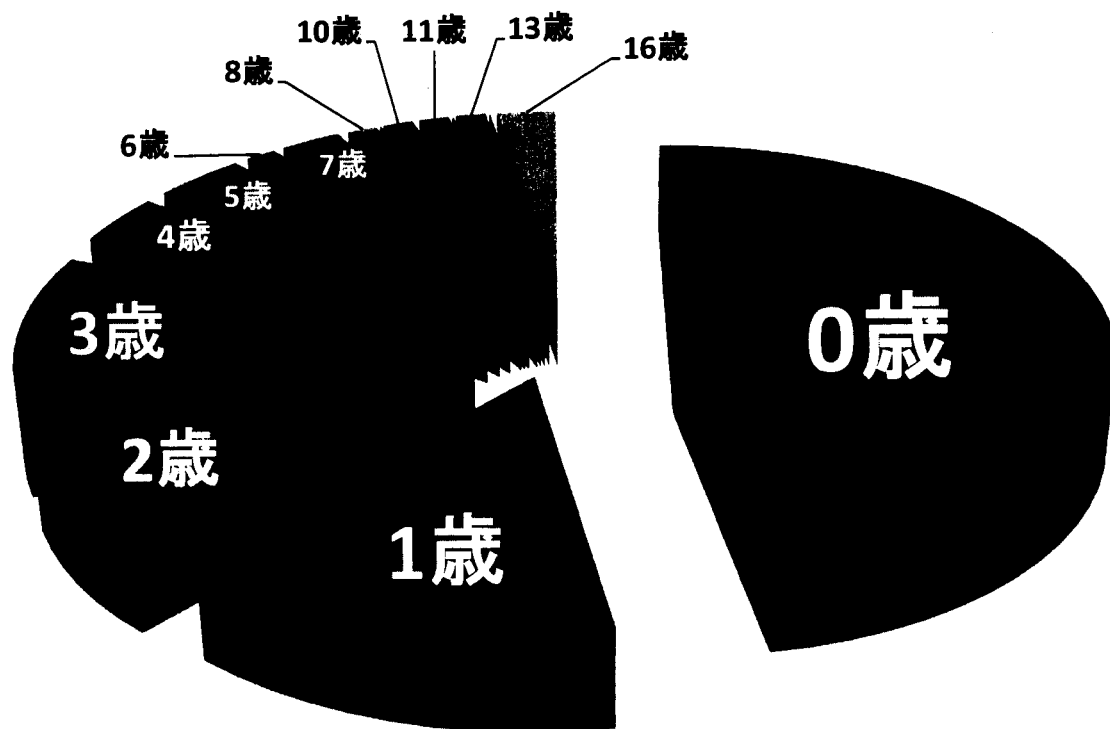
- 市町村・児童相談所の安全確認の義務化
- 要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化
- 立入調査を拒否した場合の罰金額の引上げ
- 強制的な立入(臨検・捜索)制度の導入
- 面会・通信制限の強化
- 身辺のつきまといや徘徊禁止規定(罰則付き)
- 死亡事件など重大事例の検証の義務化

## 虐待による死亡事例人数の推移



「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」から抜粋

# 児童虐待による死亡事例(第5次報告、心中以外)



社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第5次報告から平成19年1月1日から平成20年3月31日までの死亡人数は73例78人

## 専門委員会で指摘した虐待による死亡が生じ得るリスク要因

### 保護者の側面

- 保護者等に精神疾患がある、あるいは強い抑うつ状態である
- 妊娠の届出がされていない
- 母子健康手帳が未発行である
- 特別の事情がないにもかかわらず中絶を希望している
- 医師、助産師が立ち会わないで自宅等で出産をした
- 妊婦健診が未受診である  
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 妊産婦等との連絡が取れない  
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 乳幼児にかかる健診が未受診である  
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 子どもを保護してほしい等、保護者等が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者等が虐待を否定
- 過去に心中の未遂がある
- 訪問等をして子どもに会わせてもらえない

### 子どもの側面

- 子どもの顔等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 保護施設への入退所を繰り返している

### 生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子がおかしいと情報提供がある
- きょうだいに虐待があった
- 転居を繰り返している

### 援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 要保護児童対策地域協議会等が一度も開催されていない
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確に決まっていない

※ 子どもが低年齢であって、上記に該当する場合は、特に注意して対応する必要がある。

厚生省資料

# 平成20年児童福祉法改正

## ★ 子育て支援事業を法律上位置付け

- ① 乳児家庭全戸訪問事業
- ② 養育支援訪問事業

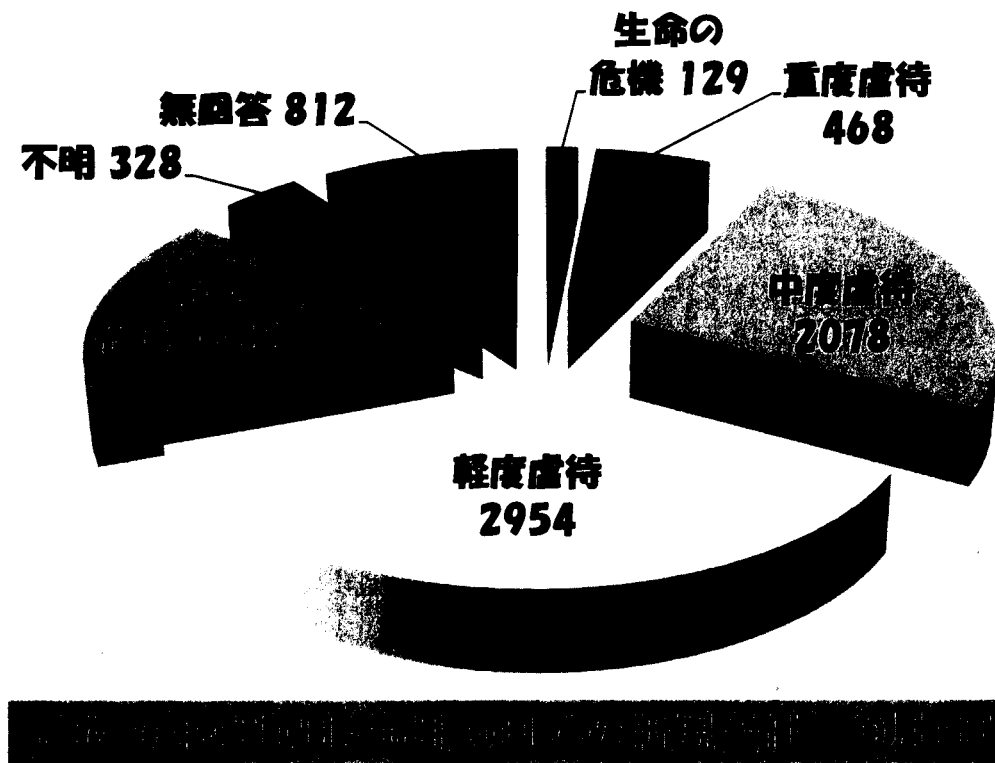
## ★ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

協議対象に特定妊婦、要支援児童を加える  
調整機関に児童福祉司などの有資格者をおく  
努力を求める

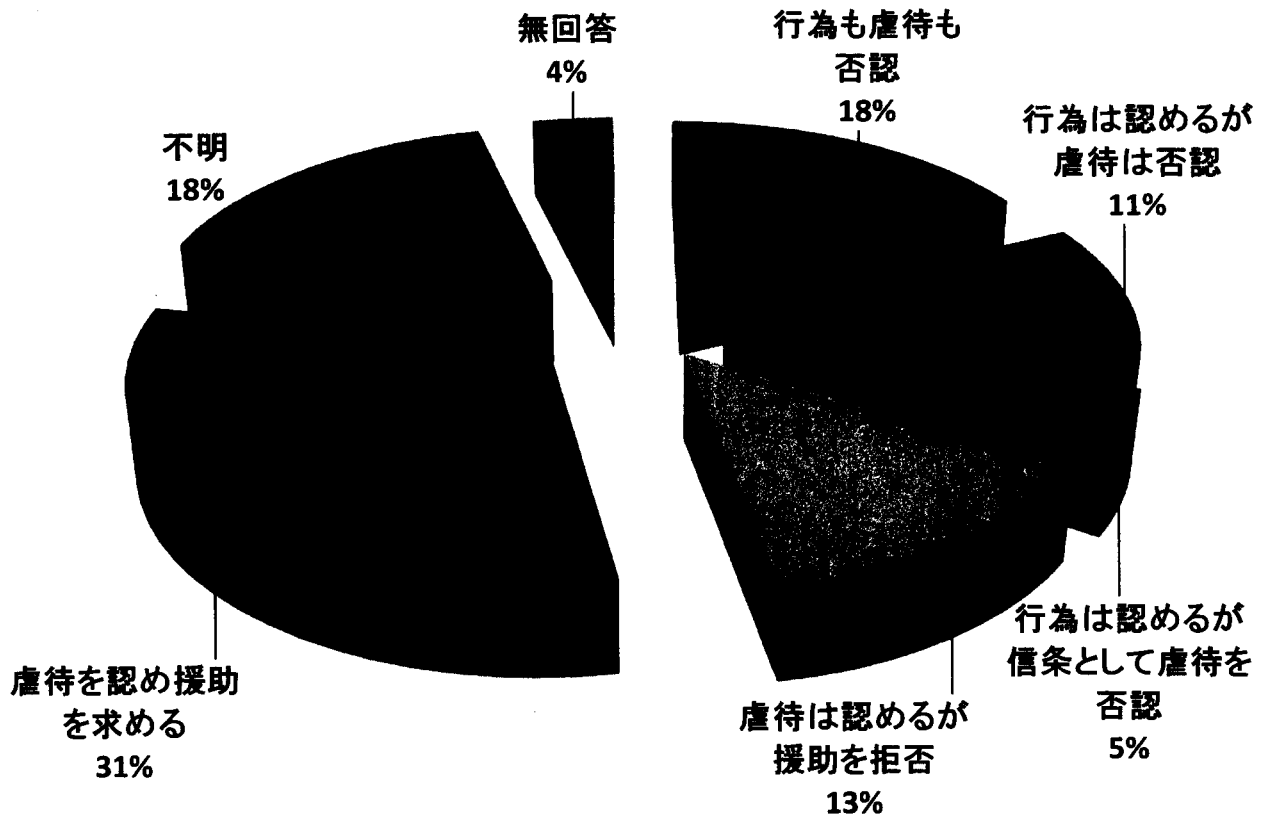
## 児童相談所における虐待対応の課題

- 虐待の実情と初期対応
- 市町村等との連携
- 児童相談所長への期待

## 虐待相談のケース分析に関する調査 (全国所長会)

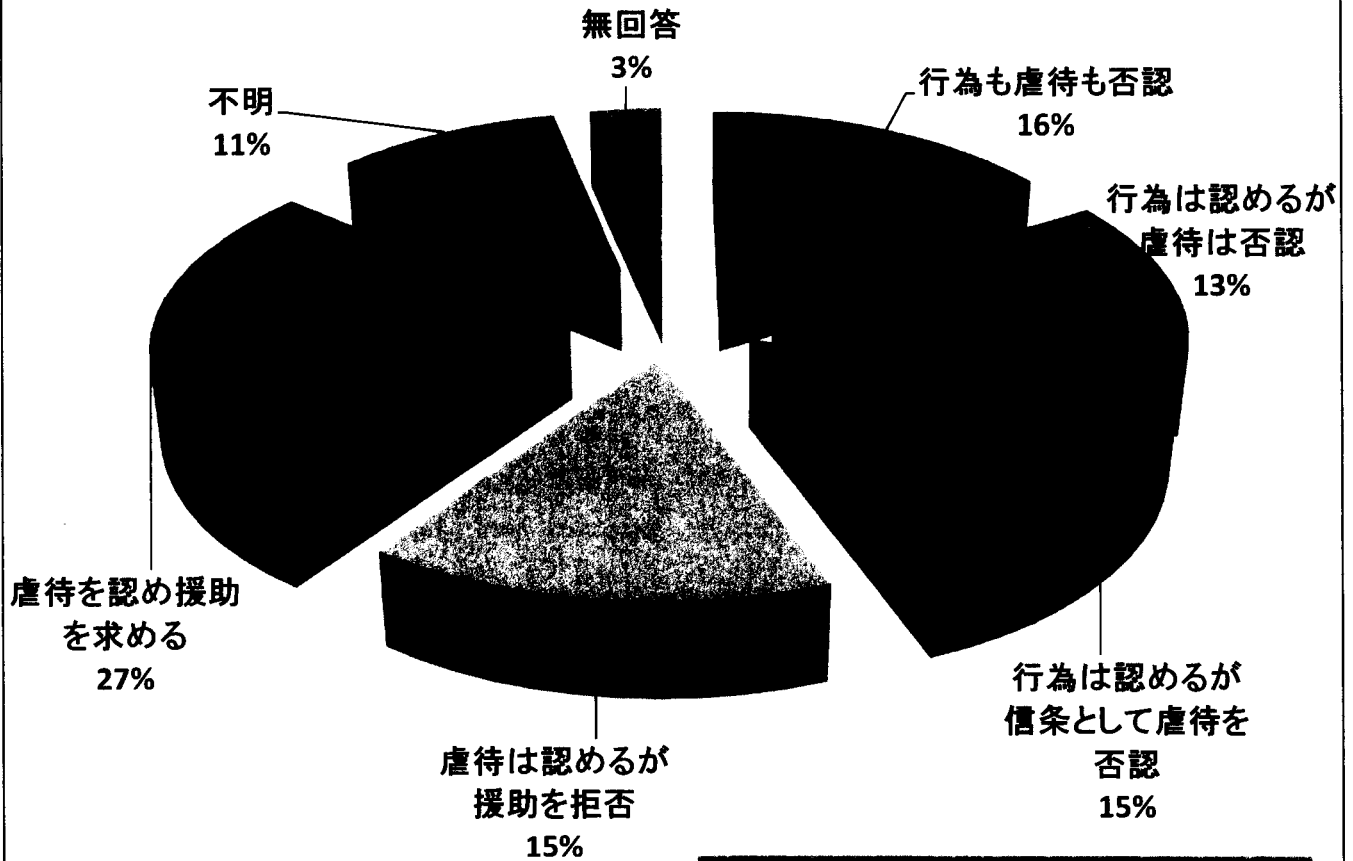


## 虐待の認知状況(生命の危機あり事例)

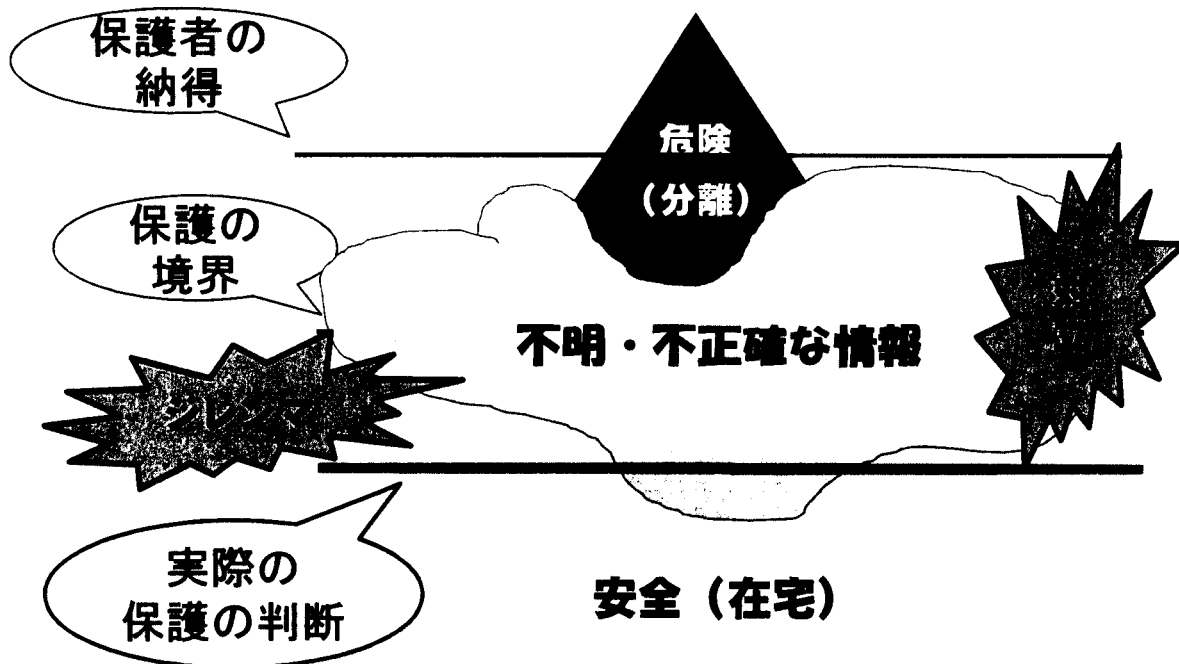




# 虐待の認知状況(重度虐待以上事例)



## 保護の要否の判断と適切なアセスメント



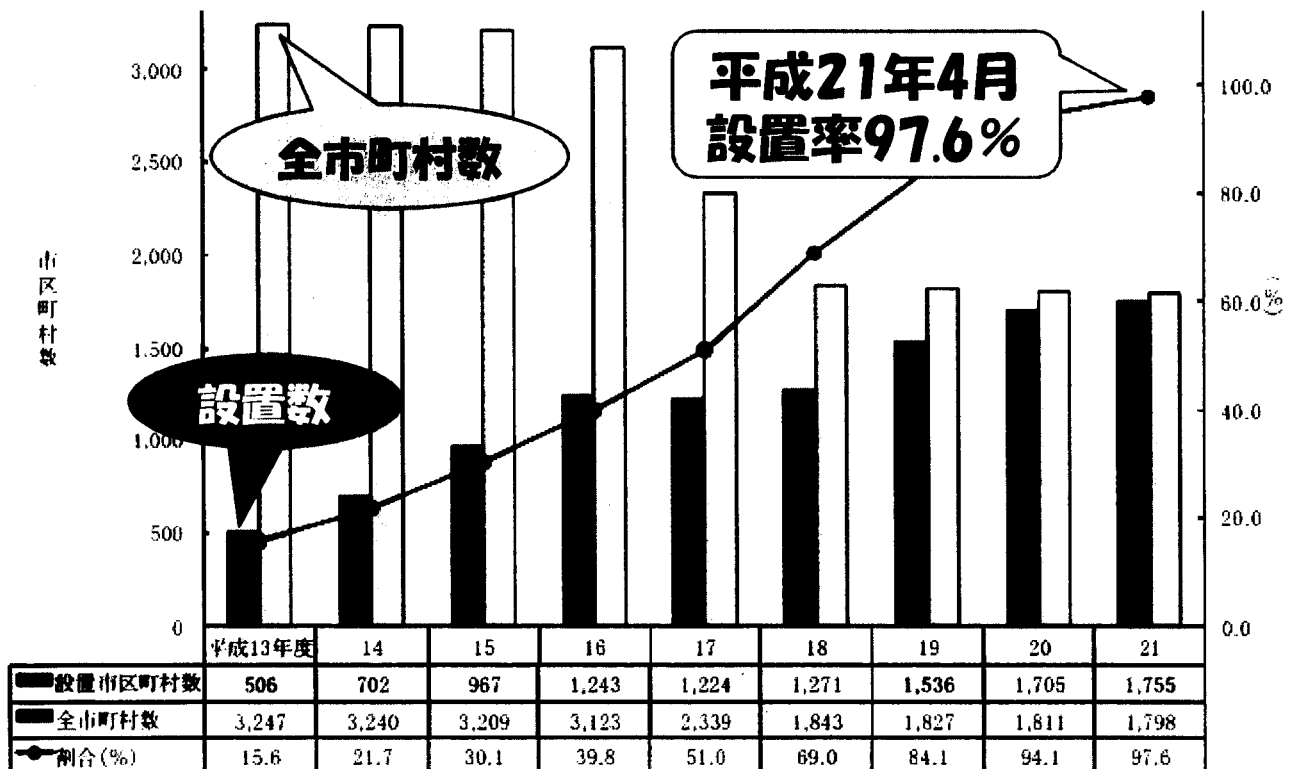
2つの課題に取り組みながら援助する

# 児童相談所長の役割

(児童相談所運営指針から)

- 所長は、子どもを守る最後の砦として一時保護や親子分離といった強力な行政権限が与えられた行政機関である児童相談所の責任者であり、その判断は、これを誤れば、子どもの命を奪うことにもつながりかねない極めて重大なものである。
- 所長は、こうした極めて重大な権限行使の最終的判断を担うという職責の重大性を常に意識し、業務に従事することが必要である。

## 地域協議会又はネットワークの設置数及び割合



(注) 平成17年度までは6月1日現在の調査であり、18年度からは4月1日現在の調査である。

平成16年度まではネットワークの設置数及び割合であり、平成17年度からは地域協議会又はネットワークの設置数及び割合である。

## 区市町村と連携していく上で

### ①市町村の体制はまちまち

→各協議会の実情にそった方針の確立

適切な役割分担、後方支援等

### ②児童相談所の知識・経験だけでは不十分

→謙虚な姿勢で情報を受け止め、判断する

上手は下手の手本、

下手は上手の手本なりと、工夫すべし

(世阿弥)

## 児童相談所長への期待

**想定外を想定する（危機管理）**

★全体を統括するメタポジションの存在の重要性

**中長期的な展望をもった人材育成**

**（主管課とも協力して）**

★ますます求められる専門性

★経験の蓄積の必要性

★歴史や特性をふまえた人材確保の方策

